

事後調査報告書

令和2年4月30日

広島市長様

事業者 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

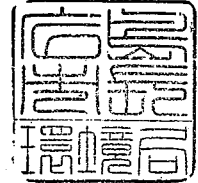
住所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

氏名 広島市

広島市長 松井 一實

(環境局施設部施設課)

電話番号 082-504-2211



環境局
-2.4.30

広島市環境影響評価条例第31条第3項において準用する同条例第30条第2項の規定により、次のとおり事後調査報告書を提出します。

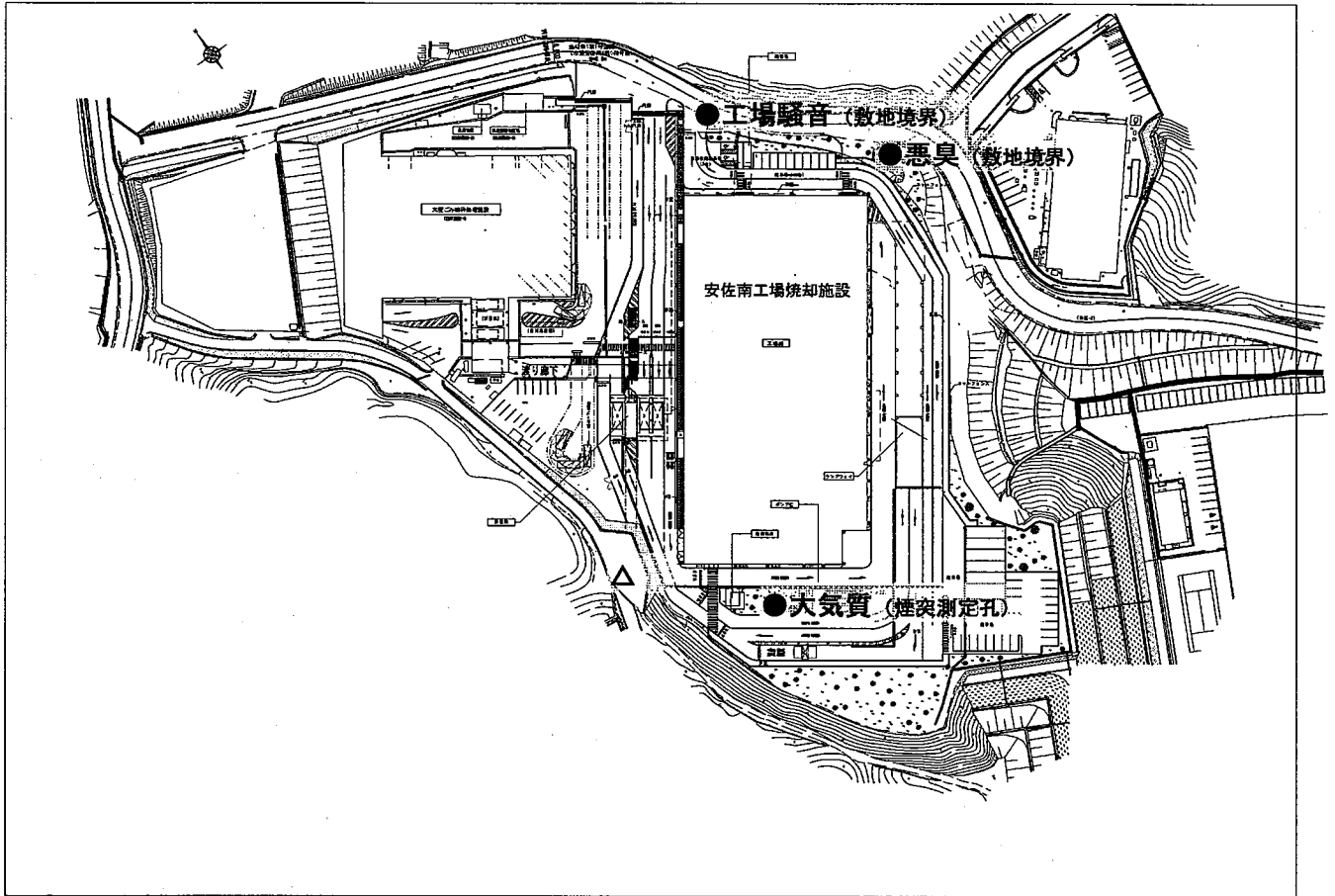
対象事業の名称	安佐南工場建替事業
事後調査の種類	工事の完了後
事後調査の項目及び手法	別紙1のとおり
事後調査の結果	別紙2のとおり
環境の保全のために講じた措置	環境影響評価書に記載している環境保全措置を適切に講じました。
その他	別紙3のとおり

- (注) 1 事後調査の全部又は一部を他のものに委託して行う場合には、その者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) を「その他」の欄に記載してください。
- 2 事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用した場合には、当該事業者以外の者の名称及び当該情報の内容を「その他」の欄に記載してください。
- 3 対象事業に係る施設等が他の主体に引き継がれた場合は、当該主体の氏名 (法人にあっては、その名称) 並びに当該主体への要請の方法及び内容を「その他」に記載してください。
- 4 記載事項を枠内に記入できないときは、別紙に記載し、添付してください。

工事完了後における事後調査の項目及び手法

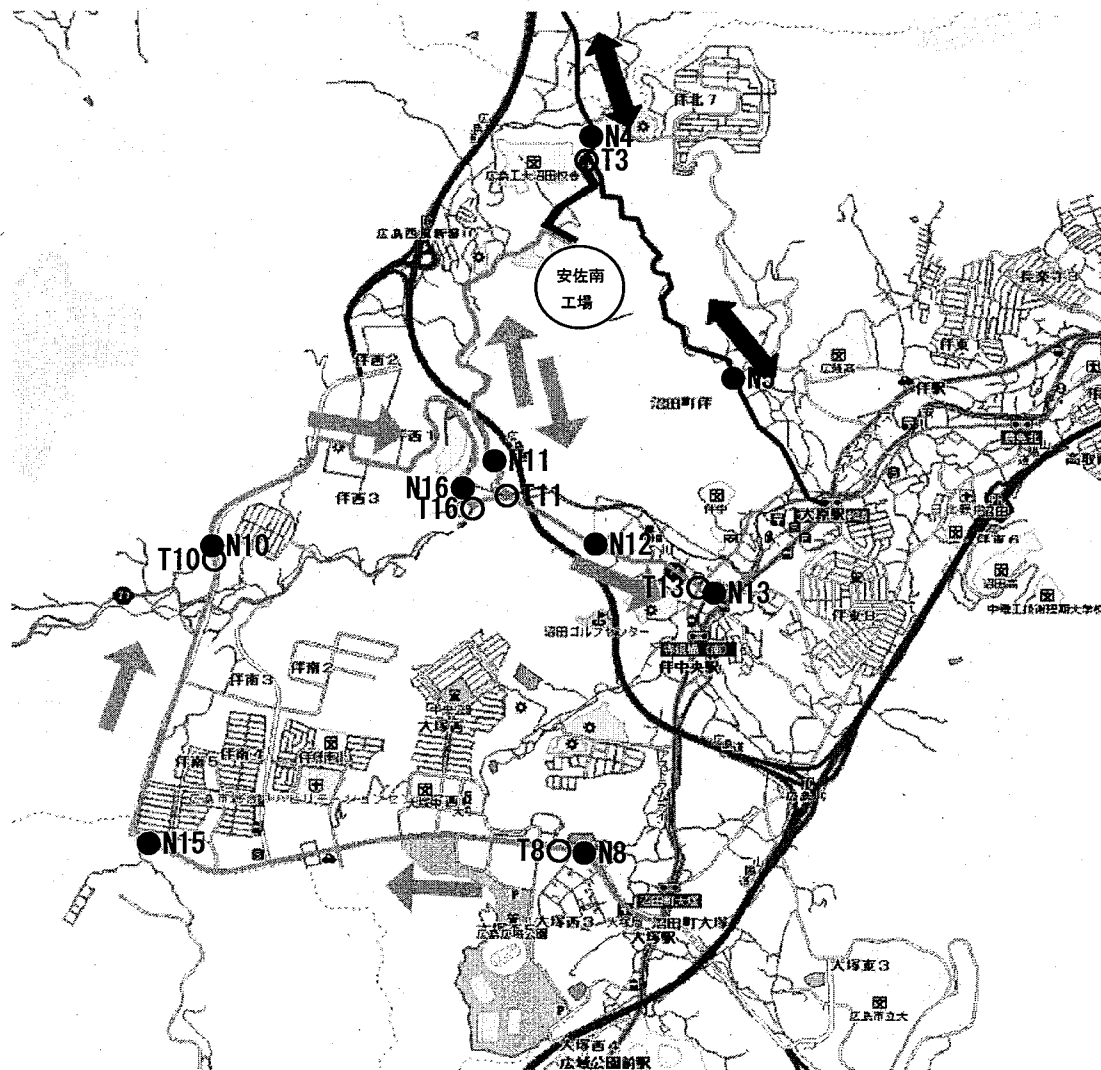
調査項目		調査方法	調査地点及び調査頻度
大気質	ばいじん 二酸化硫黄 二酸化窒素 塩化水素	大気汚染防止法施行規則に規定する方法 (JIS Z 8808, JIS K 0103, JIS K 0104, JIS K 0107 に規定する方法)	煙突測定孔 (別図1) 1回/月
	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2 条に規定する方法 (JIS K 0311 に規定する方法)	煙突測定孔 (別図1) 1回/年
騒音	工場騒音	「特定工場等において発生する騒音の規制に 関する基準」(昭和43年厚生省・農林省・通商 産業省・運輸省告示1号)に規定する方法 (JIS Z 8731 に規定する方法)	敷地境界の1地点 (別図1) 1回/月
	道路交通騒音 (交通量)	「騒音に係る環境基準について」(平成10年環 境省告示第64号)に規定する方法 (JIS Z 8731 に規定する方法)	収集車の運行ルート (別図2) 平成31年度(令和元年度)に1回
悪臭	悪臭	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」 (平成7年環境庁告示第63号)に規定する方 法	敷地境界の1地点 (別図1) 1回/月

大気質、工場騒音、悪臭の調査地点



※ 工場騒音の調査地点について、従前の調査地点（上図の△の地点）は虫の音等が測定結果に大きく影響を及ぼすため、平成26年度から、虫の音等の影響が小さい道路側の敷地境界で、騒音の発生源に近い地点へ調査地点を変更しました。

令和元年度の道路交通騒音及び交通量の調査地点



※ 凡例

- : 道路交通騒音 (N4, 5, 8, 10, 11, 12, 13, 15, 16)
- : 交通量 (T3, 8, 10, 11, 13, 16)

工事の完了後における事後調査結果

1 大気質（ダイオキシン類を除く）の調査結果

施設の稼働に伴う排ガスが安佐南工場周辺の環境へ与える影響を把握するため、ばいじん、二酸化硫黄（硫黄酸化物）、二酸化窒素（窒素酸化物）、塩化水素について、次表のとおり調査を行いました。

全ての調査日、調査地点において、公害防止に係る計画目標値[※1]を下回っており、安佐南工場周辺の環境へ与える影響は小さいと考えます。

調査項目	ばいじん		二酸化硫黄 [※2] (硫黄酸化物)		二酸化窒素[※2] (窒素酸化物)		塩化水素		
	g/Nm ³ (O ₂ 12%換算値)		ppm(O ₂ 12%換算値)		ppm(O ₂ 12%換算値)		ppm(O ₂ 12%換算値)		
法規制値	0.04		920		250		430		
公害防止に係る 計画目標値	0.01		8		50		30		
調査地点	1号炉 煙突	2号炉 煙突	1号炉 煙突	2号炉 煙突	1号炉 煙突	2号炉 煙突	1号炉 煙突	2号炉 煙突	
調査日	H31. 4. 12	— [※3]	0.002 未満	—	0.8 未満	—	20	—	2 未満
	H31. 4. 26	0.002 未満	—	0.9 未満	—	19	—	2.4	—
	R1. 5. 9	0.002 未満	—	0.8 未満	—	19	—	2.3	—
	R1. 5. 10	—	0.002 未満	—	0.8 未満	—	21	—	2 未満
	R1. 6. 7	0.002 未満	0.002 未満	0.8 未満	0.8 未満	24	25	2 未満	2 未満
	R1. 7. 26	0.002 未満	0.002 未満	0.8 未満	0.8 未満	25	28	2 未満	2 未満
	R1. 8. 2	0.002 未満	0.002 未満	0.8 未満	0.8 未満	23	23	2 未満	2 未満
	R1. 9. 2	0.002 未満	—	0.93	—	20	—	2 未満	—
	R1. 9. 3	—	0.002 未満	—	0.8 未満	—	19	—	2 未満
	R1. 10. 11	—	0.002 未満	—	1.0	—	21	—	2 未満
	R1. 11. 1	—	0.002 未満	—	0.9 未満	—	17	—	2 未満
	R1. 11. 22	0.002 未満	—	0.8 未満	—	17	—	2 未満	—
	R1. 12. 27	0.002 未満	0.002 未満	0.7 未満	0.85	19	19	1.3	1.7
	R2. 1. 9	0.002 未満	—	0.9 未満	—	19	—	2 未満	—
	R2. 1. 10	—	0.002 未満	—	0.9 未満	—	13	—	2 未満
	R2. 2. 6	—	0.002 未満	—	0.9 未満	—	22	—	2 未満
R2. 3. 13	0.002 未満	0.002 未満	0.8 未満	0.8 未満	25	19	2 未満	2 未満	

[※1] 公害防止に係る計画目標値は、法規制値よりも厳しく設定した値です。環境影響評価書においては、計画目標値を基に、地形や気象のデータを用いて予測した結果、環境への影響は小さいと判断しています。

[※2] 二酸化硫黄は硫黄酸化物、二酸化窒素は窒素酸化物の値としました。

[※3] 調査日に稼働していなかった炉は、測定を行っていません。

2 大気質（ダイオキシン類）の調査結果

施設の稼働に伴う排ガスが安佐南工場周辺の環境へ与える影響を把握するため、ダイオキシン類について、次表のとおり調査を行いました。

全ての調査地点において、公害防止に係る計画目標値を下回っており、安佐南工場周辺の環境へ与える影響は小さいと考えます。

調査項目	ダイオキシン類	
単位	ng-TEQ/Nm ³ (O ₂ 12%換算値)	
法規制値	0.1	
公害防止に係る 計画目標値	0.05	
調査地点	1号炉煙突	2号炉煙突
調査日	R1. 8. 10	0.00000040
	R1. 8. 21	—

3 騒音（工場騒音）の調査結果

施設の稼働に伴う騒音（工場騒音）が安佐南工場周辺の環境へ与える影響を把握するため、次表のとおり調査を行いました。

全ての調査日、時間帯において法規制値を下回っており、安佐南工場周辺の環境へ与える影響は小さいと考えます。

調査項目		工場騒音			
単位		dB			
法規制値		朝(6-8時)	昼(8-18時)	夕(18-22時)	夜(22-6時)
		50	55	50	45
調査日	H31. 4. 12	40	50	41	35
	R1. 5. 10	41	50	38	38
	R1. 6. 21	37	52	36	33
	R1. 7. 12	43	51	41	40
	R1. 8. 2	41	51	34	34
	R1. 9. 6	43	50	44	41
	R1. 10. 11	44	50	48	41
	R1. 11. 1	41	47	38	35
	R1. 12. 3	42	51	40	35
	R2. 1. 9	34	49	40	34
	R2. 2. 14	38	52	36	36
	R2. 3. 13	39	50	34	37

4 悪臭の調査結果

施設の稼働に伴う臭気が安佐南工場周辺の環境へ与える影響を把握するため、次表のとおり調査を行いました。

全ての調査日において法規制値を下回っており、安佐南工場周辺の環境へ与える影響は小さいと考えます。

調査項目		悪臭
単位		臭気指数
法規制値		13
調査日	H31. 4. 5	10 未満
	R1. 5. 10	10 未満
	R1. 6. 6	10 未満
	R1. 7. 5	10 未満
	R1. 8. 2	10 未満
	R1. 9. 6	10 未満
	R1. 10. 4	10 未満
	R1. 11. 7	10 未満
	R1. 12. 3	10 未満
	R2. 1. 10	10 未満
	R2. 2. 7	10 未満
	R2. 3. 6	10 未満

5 道路交通騒音（交通量）の調査結果

平成 31 年 4 月から常時 2 炉稼働（1 日 400 トン焼却）を開始したので、ごみ収集車の運行が安佐南工場周辺の環境へ与える影響を把握するため、道路交通騒音（交通量）について、次表のとおり調査を行いました。

平日の調査結果は、N4（広島豊平線の大下橋付近）の昼夜間、N5（広島豊平線の「新畑」バス停付近）の昼間、N11（瀬戸大下線の「西本橋」北側付近）の昼間及び N12（広島湯来線の「三城田中」付近）の昼夜間において、環境基準値を上回っていました。その他の地点、時間帯では、環境基準値を下回っていました。

休日の調査結果は、全ての地点、時間帯において、環境基準値を下回っていました。

環境基準値を上回る地点、時間帯がありますが、環境影響評価時の現地調査（平成 18 年度）及び 1 炉稼働（1 日 200 トン焼却）開始時の事後調査（平成 25 年度）の調査結果と比較すると、騒音レベルは大きく変わっていないことから、安佐南工場周辺の環境へ与える影響は小さいと考えます。しかしながら、ごみ収集車の運行に伴う騒音をより低減できるよう、運行ルートにおける制限速度遵守の運転手への指導や、ごみの減量化（ごみ収集車の運行台数の削減）などに努めます。

(1) 平日の調査結果〔令和 2 年 1 月 20 日（月）12:00～1 月 21 日（火）12:00 実施〕

単位 上段：dB、下段：台

調査地点		項目	昼間（6 時～22 時）			夜間（22 時～6 時）			環境基準値	
			R 元年度	H25 年度	H18 年度	R 元年度	H25 年度	H18 年度	昼間	夜間
N4	広島豊平線の 大下橋付近	騒音	72	72	73	66	66	67	70 以下	65 以下
T3		交通量	12,450 (279)	12,210 (206)	13,641 (77)	879 (17)	975 (18)	1,114 (7)	—	
N5	広島豊平線の 「新畑」バス 停付近	騒音	71	70	72	64	65	67	70 以下	65 以下
T3		交通量	9,893 (446)	9,804 (320)	11,837 (231)	675 (18)	841 (24)	963 (6)	—	
N8	西風新都中央 線の「A シテ ィー中央」交 差点東側付近	騒音	68	69	68	64	66	65	70 以下	65 以下
T8		交通量	27,614 (116)	27,213 (101)	25,495 (35)	2,206 (9)	2,622 (24)	2,504 (14)	—	
N10	「伴ハイツ」 西側付近	騒音	67	68	65	64	64	62	70 以下	65 以下
T10		交通量	11,383 (107)	10,408 (88)	6,007 (10)	1,200 (1)	1,179 (7)	598 (0)	—	
N11	瀬戸大下線の 「西本橋」北 側付近	騒音	67	68	72	59	63	61	65 以下	60 以下
T11		交通量	4,277 (277)	4,076 (197)	3,811 (38)	199 (8)	270 (7)	201 (0)	—	
N12	広島湯来線の 「三城田中」 付近	騒音	71	71	72	66	65	64	70 以下	65 以下
T11		交通量	12,520 (171)	10,694 (169)	8,823 (34)	1,113 (3)	988 (9)	642 (1)	—	
N13	広島湯来線の 「伴交番前」 交差点付近 (注 3)	騒音	62	59	69	55	55	64	70 以下	65 以下
T13		交通量	5,251 (128)	3,854 (107)	10,064 (44)	305 (3)	260 (8)	875 (5)	—	
N15	「神原のしだ れ桜」北側付 近	騒音	62	59	—	55	55	—	70 以下	65 以下
T10		交通量	11,383 (107)	10,408 (88)	(未開通)	1,200 (1)	1,179 (7)	(未開通)	—	
N16	「伴西第一ポ ンプ所」付近	騒音	64	64	60	60	60	52	65 以下	60 以下
T16		交通量	3,999 (142)	2,933 (102)	1,451 (4)	489 (4)	312 (5)	81 (1)	—	

(注 1) 騒音の値は、等価騒音レベル (L_{Aeq}) です。太字は環境基準値を上回ったことを示します。

(注 2) 交通量の () 内は、ごみ収集車の台数ですが、安佐南工場に搬入しないごみ収集車の台数も含んでいます。

(注 3) N13（広島湯来線の「伴交番前」交差点付近）については、新設道路開通により、ごみ収集車の運行ルートが変更となったため、平成 25 年度の調査から調査地点を変更しました。

(2) 休日の調査結果 [令和2年1月19日(日) 0:00~24:00 実施]

単位 上段: dB、下段: 台

区分	項目	昼間(6時~22時)			夜間(22時~6時)			環境基準値		
		R元年度	H25年度	H18年度	R元年度	H25年度	H18年度	昼間	夜間	
N4	広島豊平線の 大下橋付近	騒音	69	69	70	64	65	66	70以下	65以下
T3		交通量	6,657 (49)	7,694 (28)	10,012 (15)	525 (13)	833 (8)	908 (3)	—	
N5	広島豊平線の 「新畑」バス 停付近	騒音	68	68	70	63	64	66	70以下	65以下
T3		交通量	5,269 (43)	6,415 (89)	11,629 (13)	430 (16)	725 (44)	781 (2)	—	
N8	西風新都中央 線の「Aシテ ィー中央」交 差点東側付近	騒音	66	67	68	62	64	63	70以下	65以下
T8		交通量	21,086 (13)	23,825 (14)	22,891 (4)	1,603 (9)	2,251 (15)	1,641 (8)	—	
N10	「伴ハイツ」 西側付近	騒音	65	66	65	61	64	60	70以下	65以下
T10		交通量	6,762 (6)	8,668 (11)	5,119 (0)	780 (3)	914 (3)	366 (0)	—	
N11	瀬戸大下線の 「西本橋」北 側付近	騒音	62	64	66	56	61	60	65以下	60以下
T11		交通量	1,823 (17)	2,120 (15)	2,552 (2)	143 (2)	219 (3)	181 (0)	—	
N12	広島湯来線の 「三城田中」 付近	騒音	68	68	69	64	63	63	70以下	65以下
T11		交通量	6,302 (10)	6,712 (14)	5,965 (4)	750 (2)	655 (3)	436 (0)	—	
N13	広島湯来線の 「伴交番前」 交差点付近 (注3)	騒音	58	58	65	54	55	62	70以下	65以下
T13		交通量	2,532 (5)	2,645 (17)	7,175 (6)	219 (0)	196 (3)	679 (0)	—	
N15	「神原のしだ れ桜」北側付 近	騒音	60	61	—	53	59	—	70以下	65以下
T10		交通量	6,762 (6)	8,668 (11)	(未開通)	780 (3)	914 (3)	(未開通)	—	
N16	「伴西第一ポ ンプ所」付近	騒音	60	64	59	57	58	51	65以下	60以下
T16		交通量	1,774 (2)	2,204 (0)	1,689 (0)	305 (0)	204 (0)	53 (0)	—	

(注1) 騒音の値は、等価騒音レベル(L_{Aeq})です。太字は環境基準値を上回ったことを示します。(注2) 交通量の()内は、ごみ収集車の台数ですが、安佐南工場に搬入しないごみ収集車の台数も含んでいます。

(注3) N13(広島湯来線の「伴交番前」交差点付近)については、新設道路開通により、ごみ収集車の運行ルートが変更となったため、平成25年度の調査から調査地点を変更しました。

事後調査委託業者名

調査項目		委託業者
大気質	ばいじん 二酸化硫黄 二酸化窒素 塩化水素	株式会社アサヒテクノロジー 広島営業所 所長 神崎 洋介 広島市西区草津新町一丁目21番35号 広島ミクシスビル1F
	ダイオキシン類	中外テクノス株式会社 代表取締役 福馬 聡之 広島市西区横川新町9番12号
騒音	工場騒音	株式会社アサヒテクノロジー 広島営業所 所長 神崎 洋介 広島市西区草津新町一丁目21番35号 広島ミクシスビル1F
	道路交通騒音 (交通量)	株式会社エヌ・イーサポート 代表取締役 長田 智久 広島市西区己斐本町三丁目13番16号
悪臭	悪臭	株式会社日本総合科学 広島支所 所長 井上 稔 広島市東区二葉の里一丁目2番7号